

エボラ出血熱対策関係閣僚会議

日時：平成 26 年 10 月 28 日（火）

8 時 20 分～8 時 30 分

場所：官邸 4 階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）エボラ出血熱対策について（厚生労働省）

（2）その他

3. 閉会

（配布資料）

資料 1 「エボラ出血熱に対する国内対応等について」

資料 1－2 「今般のエボラ出血熱の疑い事例について」

資料 2 「エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議の開催について」（案）

参考資料 1 「エボラ出血熱対策関係閣僚会議の開催について」

参考資料 2 「エボラ出血熱対策室の設置に関する規則」

参考資料 3 「エボラ出血熱に関する政府の体制について」

資料 1

エボラ出血熱にに対する 国内対応等について

平成26年10月28日

厚生労働省

エボラ出血熱 基本情報



(1) 基本情報

- 過去には、アフリカ中央部で発生。2014年には、西アフリカで流行。
- 致命率は、90%に及ぶこともある。

(2) 感染様式

- エボラ出血熱を発症した患者の体液等(血液・分泌物・吐物・排泄物・血液等)に直接触れた際に、粘膜等からウイルスが体内に侵入する(接触感染)。
- エボラウイルスに感染した動物(オオコウモリ等)、その死体や生肉への接触、その生肉を食すことによっても感染が成立する。

出典: 国立感染症研究所ホームページ

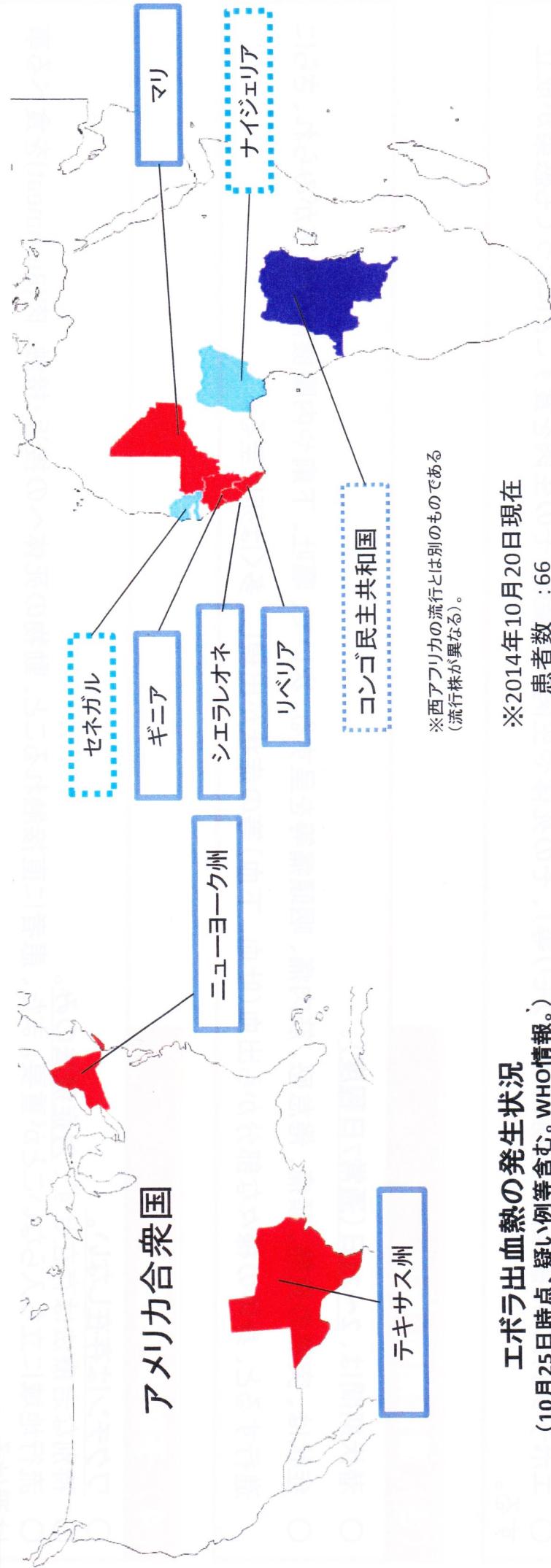
(3) 潜伏期間・症状

- 潜伏期間は、2～21日(通常7日程度)。
- 症状は、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等を呈する。次いで、嘔吐、下痢や内臓機能の低下がみられ、さらに進行すると、身体の様々な部分から出血(吐血、下血)等の症状が出現し、多くは死に至る。

(4) 予防法・治療法

- ワクチンは存在しない。
- 特別な治療法は存在せず、対症療法のみ。
- 流行地域に立ち入らないことが重要。また、患者に直接触れること、動物の死体への接近・接触、肉(Bushmeat)を食べる事は避けろ。

エボラ出血熱の患者数・死者数



エボラ出血熱の発生状況
(10月25日時点、疑い例等含む。WHO情報。)

国	患者数	死亡者数
ギニア	1,553	926
リベリア	4,665	2,705
シエラレオネ	3,896	1,281
マリ	1	1
ナイジェリア	20	8
セネガル	1	0
スペイン	1	0
アメリカ	4	1
合計	10,141	4,922

※セネガル・ナイジェリアは感染終息



我が国におけるエボラ出血熱の対策の強化

- 国内に入り込むことをできる限り防止することが第一。できる限りの対策を講じ、そのリスクを減らしていく。
- 万一、国内で感染事例が発生した場合の対応にも万全を期す。
- このため、次の3つの取組について、三位一体でオールジャパンの体制で実施。

1 行政による対応強化

2 医療機関による適切な対応

3 国民の協力

エボラ出血熱対策の具体的な強化策

※ 10/24の閣議後記者会見等で公表。

1 行政による対応強化

- ギニア、リベリア及びシエラレオネへの21日以内の滞在歴が把握された者については、
1日2回健康状態を確認(10/21～)。
- 可能な限り、過去21日の流行国の滞在歴を確認することができるよう、検疫体制の一層
の強化を行い、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化(10/24～)。

2 医療機関による適切な対応

- 指定医療機関を対象として、今月から全国で個人防護具の着脱研修を実施(全10回以上。
全国研修会も11/10の週に開催。)。
- 治療に当たる医師に対して助言を行うため、特定感染症指定医療機関の医師等や国立
感染症研究所の専門家による会議(一類感染症の治療に関する専門家会議)を10/24に第
一回開催。
- 発熱の症状のある患者が訪れた場合の対応として、一般の医療機関に以下を要請。
 - ・ギニア、リベリア及びシエラレオネの渡航歴を確認すること。
 - ・渡航歴があれば、保健所に連絡すること。当該患者は指定医療機関に搬送されること。
- 3 国民の協力(10/24厚生労働省ホームページで公表)
 - 感染経路(体液等への接触)を踏まえた冷静な対応を呼び掛け。
 - 流行国から帰国後1か月で発熱した場合、保健所に連絡し、指示に従うよう呼び掛け。二
般の医療機関の受診は避けもらう。

(参考1)エボラ出血熱に対する検疫体制

- 出入国者には、エボラ出血熱の発生状況等について注意喚起を実施。
- 入国者には、空港において日頃から実施しているサーモグラフィーによる体温測定に加え、複数力国語ポスターや検疫官の呼びかけ等によって流行国に滞在した場合にはその旨の自己申告を促し、問診、健康相談等を実施。
- 各航空会社に対して、流行国に21日以内に滞在した乗客は、空港到着後、検疫官に自己申告するようお願いする旨の機内アナウンスの協力を依頼。
- このほか、流行国への滞在等が把握できた在留邦人に對しては、企業・団体等を通じ、エボラ出血熱の予防などの必要な情報の提供や、帰国時ににおける検疫所への自己申告のお願いなどを実施。
- ギニア、リベリア及びシエラレオネへの21日以内の滞在歴が把握された者については、1日2回健康状態を確認(10/21～)。可能な限り、過去21日の流行国の滞在歴を確認することができるように、検疫体制の一層の強化を行い、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化(10/24～)。(再掲)

(参考2)エボラ出血熱に対する初動検査・治療体制

- 専門的な医療機関を指定し、患者に医療提供できるよう体制を整備。
 - ・ 特定感染症指定医療機関（3機関）：8病床
 - ・ 第一種感染症指定医療機関（44機関）：84病床
- 検査マニュアル、医療従事者の感染防衛も含めた診療の手引き等を作成・配付
- 全国の自治体に対し、
 - ・ 初動対応のフローチャートを周知
 - ・ 各都道府県等における発生時の対応について再確認を要請
- 厚生労働省のホームページにエボラ出血熱専用ページを開設し、実際に国内で患者が発生した場合の各種の対応マニュアル等を掲載。
- 治療に当たる医師に対して助言を行うため、特定感染症指定医療機関の医師等や国立感染症研究所の専門家による会議（一類感染症の治療に関する専門家会議）を10/24に第一回開催。（再掲）

(参考3)エボラ出血熱の国内における感染拡大の防止策

(1) 院内感染対策

- 特定感染症指定医療機関等は、次の基準を満たす必要。
 - ・ 陰圧制御などの空調設備(※)
 - ・ 特定の区域のための排水処理設備
 - ・ 消毒・滅菌設備 等
- ※ 減圧により空気の流れを作ることで病原体の拡散を制御すること
- 医療従事者の感染防御も含めた診療の手引きを作成・配付(再掲)

- 一種感染症指定医療機関や自治体を対象として感染防御策等について全国で研修会を開催(10月開始。全10回以上。)(再掲)

(2) 接触者の追跡調査等

- 初発患者の発生後、当該患者に接触した者を直ちに同定。
- 接触者の中から患者を早期発見。治療に導く。
- 感染源・感染経路を特定し、感染拡大の防止策につなげる。

今般の工ボラ出血熱の疑い事例について

1. 患者概要

●年齢・性別：40代男性

* これ以外の情報については、ご本人のご意向により非公表

2. これまでの対応の経過

時間	経過
27日 16:00頃	東京検疫所(羽田空港)において、本人から過去3週間の間、西アフリカに滞在していた旨申告。
18:25	東京検疫所から国立国際医療研究センターに搬送(19:35到着)。
21:15	国立感染症研究所村山庁舎に検体(血液)を送付(22:30到着)、検査実施。
28日 5:30	国立感染研において、確定診断。陰性との結果。

3. 今後の対応

●引き続き、入院を継続し、健康観察を行う。

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議の開催について

平成 26 年 10 月 28 日
エボラ出血熱対策
関係閣僚会議決定案

- 1 西アフリカで感染が拡大し、また欧米でも感染が発生しているエボラ出血熱について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣危機管理監
副議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（エボラ出血熱対策室長）
内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
警察庁生活安全局長
警察庁警備局長
総務省大臣官房総括審議官
消防庁次長
法務省入国管理局長
外務省領事局長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
厚生労働省大臣官房審議官（がん対策・国際保健担当）
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括審議官

経済産業省通商政策局長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議はエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を隨時開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議及び幹事会の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

参考資料 1

エボラ出血熱対策関係閣僚会議の開催について

（平成 26 年 10 月 28 日）
閣 議 口 頭 了 解

- 1 西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染がさらに拡大している現下の状況に鑑み、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、エボラ出血熱対策関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

エボラ出血熱対策室の設置に関する規則

平成26年10月28日
内閣総理大臣決定

(設置及び任務)

第1条 エボラ出血熱について、海外で邦人の感染が確認された場合の対応及び国内で感染が確認された場合の対応に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、政府が一体となって対処する必要があることから、その対策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、エボラ出血熱対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(組織)

第2条 対策室に、室長、参事官、企画官、その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、対策室の事務を掌理する。
- 3 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 4 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 5 参事官、企画官及び室員は非常勤とすることができます。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、対策室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成26年10月28日から実施する。

参考資料3

平成26年10月28日
内閣官房副長官補室

エボラ出血熱に関する政府の体制について

感染在外邦人の対応

海外における感染邦人への対応
(日本への搬送を含む)

日本国内発生時等の対応

水際対策、拡大防止等(在外感染邦人の
日本搬送後の治療等対応を含む)

エボラ出血熱対策閣僚会議

議長：内閣総理大臣、副議長：官房長官、厚生労働大臣

構成員：総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

10月28日(火)閣議にて設置決定、閣議後開催

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議

局長級 議長：危機管理監、副議長：副長官補(内政)、副長官補(事態)

課長級(幹事会)

情報連絡室/官邸連絡室/官邸対策室、緊急参集チーム等の初動対応は事態室。
危機管理監において、閣僚会議等の開催について上申する。

上記関係閣僚会議、関係省庁対策会議の事務局として、内閣官房にエボラ出血熱対策室を設置する。
(設置：10月28日(火))

工ボラ出血熱対策に関する体制図

会議体

工ボラ出血熱対策関係閣僚会議

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、厚生労働大臣

構成員：総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

工ボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（局長級）

議長：内閣危機管理監

副議長：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（事態担当）

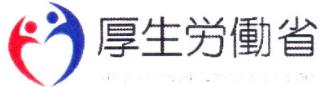
構成員：内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省の関係部局の局長級

事務局体制

内閣危機管理監

副長官補（内政）、副長官補（事態）

内閣官房工ボラ出血熱対策室



エボラ出血熱について

もし流行国に渡航し帰国した後、1か月程度の間に、発熱した場合には、万一の場合を疑い、地域の医療機関を受診することは控えていただき、まず、保健所に連絡をし、その指示に従ってください。

塩崎恭久厚生労働大臣からエボラ出血熱に関するメッセージ

エボラ出血熱が西アフリカでまん延しており、スペインやアメリカでは、この地域からの帰国者が感染していることが確認され、限定的ではありますが、二次感染の事例も見られております。我が国にとっても、国民の命と健康を守る上で、極めて重要な関心事となっています。

エボラ出血熱への対応は、まず、この感染症が国内に入り込むことをできる限り防止することが第一であり、このために得る限りの対策を講じ、そのリスクを減らしていきます。一方、どのような対策によっても、そのリスクをゼロにすることはできません。このため、万一、国内で感染事例が発生した場合の対応にも万全を期していきます。

その対策を進める上では、行政による対応強化、医療機関による適切な対応、国民の協力の3つの取組を三位一体で行い、オールジャパンの体制で取り組むことが重要です。その一環として国民の皆様にお願いがあります。

まず、エボラ出血熱は、インフルエンザのように容易に飛沫感染する可能性は非常に低く、患者の体液に直接接触することにより感染するとされております。このため、まず、国民の皆様には、冷静な対応をお願いしたいと思います。

もう一点のお願いは、**もし流行国に渡航し帰国した後、1か月程度の間に、発熱した場合には、万一の場合を疑い、地域の医療機関を受診することは控えていただきたい。まず、保健所に連絡をし、その指示に従っていただきたい。**感染症指定医療機関への受診につなげるようにいたします。

エボラ出血熱が万一国内で発生しても、我が国の関係者が一丸となって対応すれば、必ず封じ込めることができます。皆様の御協力を強くお願いしたいと思います。



厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久

1 エボラ出血熱に関するQ & A

[エボラ出血熱に関するQ & A](#)

2 通知

自治体、医療機関向け

- 平成26年10月24日 [エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について\(依頼\)](#) [314KB]
- 平成26年10月24日 [エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について\(依頼\)](#) [95KB]
- 平成26年10月03日 [エボラ出血熱に関する対応について\(情報提供\)](#) [388KB]
- 平成26年08月07日 [エボラ出血熱に関する対応について\(情報提供\)](#) [304KB]

検疫所向け

- 平成26年10月24日 [アフリカにおけるエボラ出血熱発生の対応について](#) [279KB]
- 平成26年10月21日 [アフリカにおけるエボラ出血熱への対応について](#) [324KB]
- 平成26年09月05日 [コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱発生に伴う対応について](#) [359KB]
- 平成26年08月08日 [西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について](#) [161KB]

3 報道発表資料の一覧

- 平成26年10月17日 [WHOミッションへの日本人専門家の参加](#)
- 平成26年08月25日 [WHOミッションへの日本人専門家の参加](#)